	令和3年3月5日作成
会議の名称	第46回 大分市都市計画審議会
会議の開催日時	令和3年3月5日 午後2時00分 から 午後3時30分まで
会議の開催場所	コンパルホール 3階 多目的ホール
会議の公開又は非公開の区分	公開・一部非公開・非公開
非公開の理由	
傍 聴 者 数	1人
出席委員	会長:島岡 成治 岡村 邦彦 川野 みどり 朝耒野 清木内 純子 近藤 正一 大上 和敏 大山 晴久野尻 哲雄 倉掛 賢裕 田島 寛信 安東 房吉藤田 敬治 佐藤 和彦 樋口 尚弘 湯地 三子弘 (代理:岡本 文雄) 大友 進一 (代理:末田 雄一) 荒金 一義 石橋 紀公子 廣瀬 惇子
会 議 の 議 題	第1号議案 佐賀関都市計画公園の変更(大分市決定)について 第2号議案 佐賀関都市計画その他の公共空地の変更 (大分市決定)について 第3号議案 佐賀関都市計画下水道の変更(大分市決定)について 第4号議案 佐賀関準都市計画区指定に伴う、「用途地域の指定のない区域 における建築物」に係る制限の指定について(付議) 第5号議案 大分都市計画用途地域の変更(大分市決定)について 第6号議案 大分都市計画道路の変更(大分市決定)について 第7号議案 大分都市計画道路の変更(大分市決定)について 第9号議案 大分都市計画公園の変更(大分市決定)について 第9号議案 大分都市計画公園の変更(大分市決定)について 報告事項その1 佐賀関都市計画区域について 報告事項その2 大分市市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更(大分県決定)について 報告事項その3 大分市都市計画マスタープランの改定について 報告事項その4 大分都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分 (区域区分)の変更(大分県決定)について 報告事項その5 都市計画合意形成ガイドラインについて
審議等の内容の概要	○第1号議案:承認 「田尻児童公園」は、昭和47年に、児童公園として都市計画決定された。 現在は、地域住民の慰楽に供する公園として利用されている。 「田尻児童公園」は整備済であり、都市計画事業による整備の必要性がないことから、今回、「佐賀関都市計画区域」の廃止に伴い、佐賀関都市計画公園田尻児童公園の廃止を行うものである。 ○第2号議案:承認 「佐賀関田中運動公園」は、昭和18年に町営運動場として都市計画決定された。その後、平成20年には、旧大分市と旧佐賀関町の合併(平成17年1月1日)に伴い、その名称が「町営運動場」から「佐賀関田中運動公園」に変更された。 現在は、市民の健康維持の場として活用されており、屋外スポーツでは野球・庭球・ゲートボール等に利用され、また屋内スポーツでは野球・庭球・ゲートボール等に利用され、また屋内スポーツでは体育館を多くの市民が利用している。 「佐賀関田中運動公園」は整備済であり、都市計画事業による整備の必要性がないことから、今回「佐賀関都市計画区域」の廃止に伴い、佐賀関都市計画その他の公共空地 佐賀関田中運動公園 の廃止を行うものである。

「真砂都市下水路」は、昭和48年に、降雨時の家屋の浸水被害防止、環境

衛生の改善等を目的に都市計画決定された。

「真砂都市下水路」は整備済であり、都市計画事業による整備の必要性がないことから、今回「佐賀関都市計画区域」の廃止に伴い、佐賀関都市計画下水道 真砂都市下水路 の廃止を行うものである。

○第4号議案 :承認

趣旨・概要

大分県は「大分県の都市計画の方針」に基づいた区域の見直し方針により佐賀関都市計画区域が廃止を予定している。それに伴い、既に開発が行われた区域及び住環境の保全が必要な区域等については、佐賀関準都市計画区域を指定し、引き続き土地利用の整序と保全を図ることとしており、佐賀関準都市計画区域については、従前の佐賀関都市計画区域において付加されていた建築形態規制値を継続して指定するものである。

審議等の内容の概要

○第5号議案 :承認

計画的な土地利用を図ることを目的として指定している用途地域について、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、本案のとおり変更するものである。

市街化区域へ編入する区域は、周辺の用途地域が工業地域であり、一体的な土地利用を図るため工業地域とするものである。

また、市街化調整区域へ編入する区域については、市街化の抑制を図るため、現在指定している第一種低層住居専用地域の用途地域を減少させるものである。

○第6号議案 :承認

本地区計画は、経済・社会情勢の動向を充分に踏まえ、まちづくりに対する 地域ニーズや産業構造の変化に対応するため、近隣に展開する大分港大在公共 埠頭や流通業務地区、東九州自動車道への交通アクセスなど周辺部の都市基盤 を活かし、産業間の連携や産業立地を牽引する「複合産業業務拠点」の形成を 図ることを目的に決定している。

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、今回、市街化区域へ編入する区域においても工業地としての促進を図り、整然とした複合産業業務拠点を創出する必要があるため、本案のとおり地区計画の区域を一部変更するものである。

○第7号議案 :承認

松原国宗線は、(仮称)新中島橋を架橋して終点側で乙津川を渡河する計画となっているが、この(仮称)新中島橋は片側歩道の構造で昭和30年に都市計画決定されている。これに対し、事業着手に先立ち平成28年に行った事業説明会において、両側歩道の構造に変更するよう地元から要望されたこと、そして将来的に通学路として利用される予定であることから、今回両側歩道の構造に変更するものである。また、道路設計ならびに橋梁設計を進める中で一部線形と道路幅杭を変更する必要が生じたため、本案のとおり線形、延長を変更するものである。

家島高田線は、乙津川右岸側の鶴崎地区で松原国宗線と交差する予定であるが、(仮称)新中島橋到達地点において現況の道路高で接続することが困難なことから、交差点を乙津川右岸堤防側に寄せて盛土構造により高くする必要が生じたため、本案のとおり線形、延長を変更するものである。

○第8号議案:承認

乙津川左岸緑地、乙津川右岸緑地は、大分鶴崎臨海工業地帯の造成に伴う工業都市としての急速な発展が予測される中で、市民の慰安と河畔の美化を目的に昭和36年12月に都市計画決定され、一部区域の整備が完了している。

今回、交差する都市計画道路 松原国宗線及び家島高田線の道路線形の計画変更に伴い、整合を図る必要があることから、本案のとおり一部区域の変更を行うものである。

○第9号議案 :承認

堂園公園は都市計画道路 家島高田線の道路線形の計画変更に伴い、公園の一

部区域が道路の影響を受けることとなった。

総合公園として一部整備済であるが、今回影響を受ける一部区域については、未整備であり、現在の社会情勢から事業実現性が困難であるため、区域の変更を行うものである。

野間公園及び延命寺公園については、長期未着手公園であるため「都市施設の整備・見直し方針」に基づき評価検討した結果、必要性・優先性の評価は低く、計画の廃止となったことに加え、周辺には佐野植物公園など複数の整備済公園があることから本案のとおり廃止するものである。

○報告事項その1

佐賀関都市計画区域は、住環境の改善や計画的な市街地整備を目的に、昭和 18年2月に指定されている。しかし、少子高齢化等を要因に旧佐賀関町単位での人口は、指定当時の人口約2万人に対して、現在は1万人を下回っており、町村における都市計画区域の指定要件を満たしていない状況である。また、今後の都市施設の整備予定もないため、大分県が「佐賀関都市計画区域の廃止」を行うとともに、住環境の保全が必要な区域には、新たに「佐賀関準都市計画区域の指定」を行うことから、その報告を行うものである。

○報告事項その2

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものである。

大分県では、平成16年3月に都市計画区域マスタープランを策定したのち、平成23年3月に改訂している。その後、おおよそ10年後の目標年次に到達したことを受け、社会経済情勢の変化や新たな法・制度改正に伴って、令和3年3月に改訂する予定であることから、その報告を行うものである。

○報告事項その3

現行の「大分市都市計画マスタープラン」は平成23年3月に改定しており、目標年次を令和12年としている。その後、「大分駅周辺総合整備事業」等の完了により、中心市街地の都市構造が大きく変化したため、平成28年に中心市街地を含む「大分地区地区別構想」の一部見直しを行っている。

今回、改定から10年となる中間年次(令和2年)を迎えるとともに、県が 策定する都市計画区域マスタープランの改定や社会情勢の変化等を受けて、「大 分市都市計画マスタープラン」の改定作業を行ったことから、その報告を行う ものである。

○報告事項その4

区域区分は、無秩序な市街化を防止し計画的で良好な市街地を形成していくために、都市計画区域を市街化区域と、市街化調整区域に区分することである。本市においては、昭和45年12月25日に区域区分の当初決定を行い、その後6回の見直しを行っている。今回は、大分市一木地区(大字一木)と東上野地区(大字東上野)において、現況の土地利用状況などにより、大分県が区域区分の変更を行うことから、その報告を行うものである。

○報告事項その5

近年、自分たちの地域は自分たちでつくり、守るというまちづくりの原点を 大切にした活動が市内の各地域で行われており、このようなまちづくりはひと りの力では達成できず、住民同士がお互いに気づかい、協力して活動を積み重 ねていく事で、住み続けたいまちが作られていくと考えられる。

今回、地域住民が主役になってまちづくりを進めていくための、都市計画および景観計画に関する提案制度についての具体的な手順などをまとめた手引書となる、「都市計画合意形成ガイドライン」を作成したので、その報告を行うものである。

備考

審議会等の庶務を処理する課等

大分市都市計画部 都市計画課 都市計画担当班 097-537-5965